

**令和3年度（2021年度）
宮崎大学入学料免除・徴収猶予、後期授業料免除（随時募集）申請のしおり**
【新型コロナによる家計急変】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変（生計維持者や学生本人の収入減）となった者を対象とした授業料免除です。次の申請資格者を対象として、学生本人の申請に基づき、令和3年度前期の授業料の全額又は一部（20万円又は10万円）を免除するものです。

申請資格：以下の①②に該当する者 **※非正規生を除く全学生申請可です。**

①国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援※の受給者（受給証明書が提出できる者）、又は家計急変後の世帯所得（父母+本人の収入の合計）が前年度又は前々年度の所得と比較し2分の1以下となっている者

※公的支援の例は、以下の URL からご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」をご参照ください。

②宮崎大学が定める授業料免除基準（家計基準）を満たす者

※日本人学部学生については、新制度による支援を基本としますので、新制度の対象となる者は全員新制度への申込みが必須となります（新制度との併願）。

※新制度の対象となりうるかどうか（申込み資格と選考基準）は以下の URL からご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

※新制度の収入基準（支援区分の確認等）について：

生計維持者（原則父母）の令和2年度（2019年収入）所得課税証明書等をお手元に準備のうえ、「進学資金シミュレーター」の「奨学金シミュレーション」→「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」により支援区分等をご確認ください。

進学資金シミュレーター→ <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【入学料免除・授業料免除の世帯収入上限額の目安】

※授業料：10万円免除の場合の目安です (万円)

		給与所得 (源泉徴収票の支払金額)		給与所得以外 (確定申告書の所得額)	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	508	571	294	338
	3人世帯	565	628	334	378
	4人世帯	645	692	390	434
修士課程・ 専門職学位課程	2人世帯	542	605	318	362
	3人世帯	605	664	362	406
	4人世帯	678	722	420	464
博士課程	2人世帯	690	734	432	476
	3人世帯	753	797	495	539
	4人世帯	821	865	563	607

※想定している世帯構成は以下のとおりです。各世帯における子供の就学状況やその他の事情によって金額は異なってきます。

2人世帯：本人・父（学資負担者） 3人世帯：本人・父（学資負担者）・母（無職無収入）

4人世帯：本人・父（学資負担者）・母（無職無収入）・公立高校の弟妹

※申請を希望する方は、資格審査を行います。

学生生活支援課2番窓口（0985-58-7976）までお越しください。